

2024年4月15日
ユニティ・テクノロジーズ・ジャパン株式会社
東京都中央区銀座 6-10-1 GINZA-SIX 8F

該非判定書

日本国の輸出貿易管理令別表第1、外国為替管理令別表の規定及び米国輸出管理規則に基づき、米国カリフォルニア州サンフランシスコに所在する Unity Technologies SF（以下、当社米国法人）が開発元となる以下の判定対象技術について以下のとおり判定いたします。なお、本判定は当社米国法人の技術を単独で用いる場合についての判定です。当社米国法人の技術を統合開発環境として使用し、御社で開発されるプログラム、ソフトウェア、アプリ又はそれらに類するもの（これらがインストールされた電子機器等を含む）について判定を行ったものではありません。これらの判定につきましては、御社の責任において行っていただきますようお願いいたします。

判定対象技術

Unity5.6, Unity2017, Unity2018, Unity2019, Unity2020, Unity2021, Unity2022, Unity 2023, Unity Reflect

判定結果

政令名、対象項番	該非	判定理由・根拠
輸出貿易管理令別表第1の第1~15項	(判定対象外)	(電子機器等の貨物は判定対象外)
輸出貿易管理令別表第1の第16項	(判定対象外)	(同上)
外国為替管理令別表の第1~15項	非該当	以下「市販暗号プログラム」に該当するため。
外国為替管理令別表の第16項	該当	最終用途等により、許可が必要になる場合があります。
アメリカ合衆国産のソフトウェア	該当	-
アメリカ輸出管理規則（EAR）に基づく ECCN 分類	EAR99 に該当	アメリカ合衆国産のソフトウェアであり規制品目表(CCL)の ECCN に番号分類されないが、EAR99 に分類される製品である。

市販暗号プログラム該当性

購入に際して何らの制限を受けず、店頭において若しくは郵便、信書便若しくは電気通信の送信による注文により、販売店の在庫から販売されるもの、又は使用者に対し何ら制限なく無償で提供されるものか	はい
暗号機能が使用者によって変更できないものか	はい
使用に際して供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計されているものか	はい
【判定】以上に照らし、市販暗号プログラムと判断される結果、適用法上、規制非該当となるプログラムか	はい（非該当）

備考

Unity5.6, Unity2017, Unity2018, Unity2019, Unity2020, Unity2021, Unity2022, Unity2023 及び Unity Reflect には暗号技術のアルゴリズムの実装は含まれていませんが、開発者がオペレーティングシステム又はサードパーティの統合開発環境やフレームワーク若しくはアメリカ合衆国の暗号輸出規制対象のライブラリを使用したアプリケーションを開発できるツールです。

Unity5.6, Unity2017, Unity2018, Unity2019, Unity2020, Unity2021, Unity2022, Unity2023 及び Unity Reflect のエディター実行ファイルは暗号で署名されています。

Unity5.6, Unity2017, Unity2018, Unity2019, Unity2020, Unity2021, Unity2022, Unity2023 及び Unity Reflect の全てのウェブ要求は、オペレーティングシステムに搭載された TLS(Transport Layer Security)を使用します。

Unity5.6, Unity2017, Unity2018, Unity2019, Unity2020, Unity2021, Unity2022, Unity2023 及び Unity Reflect に搭載されているパッケージマネージャーは、AES-256 で暗号化されたアセットストアパッケージを、オペレーティングシステムに搭載された AES-256 を使用して復号します。

以上から、Unity5.6, Unity2017, Unity2018, Unity2019, Unity2020, Unity2021, Unity2022, Unity2023 及び Unity Reflect は「“cryptography for data confidentiality”（データ機密性のための暗号化）」とはみなされません。この用語は、日本の輸出貿易管理令、米国輸出管理規則、またはワッセナーデュアルユースリストで定義されています。

技術上の留意点

米国輸出管理規則による分類 5A002.a の目的における「データ機密性のための暗号化」とは、デジタル技術を採用し、「認証」等以外の暗号化機能を実行する「暗号化」を意味しません。

本文書に記載の情報は 2024 年 4 月 15 日時点の日本国の関係法令に基づいて判定したものであり、法令改正等によって予告なく変更や削除が行われる場合があります。

当社技術を外国に提供等する場合には、御社の責任において、外国為替及び外国貿易法及びこれらに関連する法令等をご遵守頂きますようお願い申し上げます。

免責事項

当社及び当社米国法人は、上記の情報（以下、本情報）を、2024 年 4 月 15 日時点の情報に基づいて提供するものであり、本情報について、商品性及び特定目的への適合性を含め、明示又は黙示にいかなる保証もいたしかねます。

また、当社及び当社米国法人は、本情報の正確性、真実性、信頼性等に関し、明示又は黙示にいかなる保証又は表明も行いません。当社及び当社米国法人は、当社又は当社米国法人に故意または重過失がある場合を除いて、いかなる場合においても、本情報に関連して生じた、直接損害、間接損害、偶発損害、派生損害、事業利益の逸失、懲罰的損害、または特別損害を含むすべての損害について、それらの予見または予見可能性の有無にかかわらず一切の責任を負いません。

なお、当社又は当社米国法人が本情報の利用に関し損害賠償責任を負う場合、同損害賠償責任は、当社又は当社米国法人の製品の契約者が当社又は当社米国法人に同製品の対価として支払った総額を限度額とします。

判定者

ユニティ・テクノロジーズ・ジャパン株式会社 法務部 輸出管理グループ

以上